第百三十八条　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する小委員会

1　両締約国は、ここに商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(b)　この章の規定に基づく商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置に関する情報を交換するための手続を定めること。

(c)　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて一層促進するための措置の作成について検討すること。

(d)　次条の規定に基づいて協力の対象となる事項を監視すること。

(e)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、少なくとも三年に一回会合を開催し、並びに両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第百三十九条　協力

両締約国は、第百三十三条に定める原則を考慮して、次のことを行う。

(a)　附属書八に掲げる商用目的の国民に対する査証政策に関する意見交換を行うこと。

(b)　この章の規定に基づく商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす枠組みにおける計画及び技術（生体情報による本人認証技術及び事前旅客情報システムの使用に関するものを含む。）の実施に関する意見交換を行うこと。

(c)　この章の規定に基づく商用目的の国民の入国及び一時的な滞在の円滑化を促進するため、多数国間の場において積極的に調整するよう努めること。

第百四十条　紛争解決

1　いずれの締約国も、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否については、第十五章の規定に定める紛争解決手続を開始することができない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　入国及び一時的な滞在が拒否された事案に一定の類型があること。

(b)　該当する締約国の商用目的の国民が当該事案に関し行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2　他方の締約国の権限のある当局による当該事案に関する最終的な決定が、行政上の救済措置が開始された日の後一年以内に行われず、かつ、当該決定が行われないことが1(b)に規定する一方の締約国の国民に起因する遅延によるものでない場合には、1(b)に規定する救済措置は、尽くされたものとみなす。

第百四十一条　出入国管理に関する措置

この章、第一章、第十五章及び第十六章に特に定める場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、出入国管理に関する措置について締約国に義務を課するものではない。

第百四十二条　透明性

1　各締約国は、第五条の規定を実施するほか、可能な範囲内で、商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する申請及び手続に関し、利害関係者からの照会に応ずるよう努める。

2　各締約国は、入国査証の申請が自国の法令に基づき完全であると認められた後二十執務日を超えない合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。各締約国は、申請者の要請があった場合には、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供するよう努める。

第十章　政府調達

第百四十三条　適用範囲

1　この章の規定は、次に規定する政府調達（購入又は借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）のような方法を通じて行う契約によるもの）に関する措置であって、締約国が採用し、又は維持するものについて適用する。

(a)　附属書九において特定する調達機関による政府調達

(b)　附属書九において特定する物品、サービス及び建設サービスの政府調達

(c)　調達計画の公示を行う時点において、締結される契約の価額が附属書九において特定する基準額以上であると見積もられる政府調達

注釈　締約国が採用し、又は維持する政府調達に関する措置には、公共事業に関する特別の許可に係る契約を含む。

2　いずれの締約国も、この章の規定に基づく義務を回避することを目的として、政府調達に係る契約を作成し、企画し、又は立案してはならない。

注釈　この章のいかなる規定も、締約国がこの章の規定に反しない限りにおいて、新たな調達に関する政策、手続又は契約の方法を、作成することを妨げるものではない。

第百四十四条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「政府調達」とは、政府用の物品、サービス又はそれらを組み合わせたものの調達をいう。ただし、商業的販売又は商業的再販売のための調達及び商業的販売又は商業的再販売のための物品又はサービスの生産又は供給において用いるための調達を除く。

(b)　「書面により」とは、文字又は数字による表現であって、判読し、及び複製することができ、かつ、事後においても伝達することができるものによることをいい、また、電子的に送信され、及び保存された情報によることを含むことができる。

(c)　「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。

(d)　「任意規格」とは、物品若しくはサービス又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務付けられていないものをいう。任意規格には、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベルによる表示に関する要件であって物品、サービス又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、任意規格は、それらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

(e)　「供給者」とは、調達機関に対し物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者をいう。

第百四十五条　内国民待遇及び無差別待遇

1　一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービスに対し、並びに他方の締約国の供給者であって他方の締約国の物品及びサービスを供給するものに対し、即時にかつ無条件で、国内の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、次のことを確保する。

(a)　自国の調達機関が、国内に設立された供給者を、他方の締約国の自然人若しくは企業との提携関係の程度に基づいて、又は他方の締約国の自然人若しくは企業が当該供給者を所有していることに基づいて国内に設立された他の供給者よりも不利に取り扱わないこと。

(b)　自国の調達機関が、国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他方の締約国の物品又はサービスであることに基づいて差別しないこと。

3　この条の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、当該関税及び課徴金の徴収の方法その他の輸入に関連する規則及び手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置を除く。）については、適用しない。